

1 処分を受けた税理士

氏 名： 竹内 邦彦

登録番号： 第94171号

2 処分の内容

令和元年6月12日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（自己脱税）

被処分者は、自己が代表者であるA社の法人税の確定申告に当たり、勤務実態のない名義上の役員に対する架空の役員報酬や役務提供の事実がない架空の外注費を計上することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。

また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮して申告した。